算定方式の考え方の変更点

1. 農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方の変更点に係る新旧対照表

今 回

農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方(案)

平成<u>27</u>年産の水稲及び陸稲並びに平成<u>28</u>年産の麦から適用する農作物共済掛金標準率は、次により算定する。

1 基礎被害率

農作物共済の共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 農作物通常標準被害率

農作物共済の共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち農作物通常標準被害率(q1)以下の部分の被害率の平均値をp1とするとき、次式を満たすように農作物通常標準被害率を定める。

(1) 特定組合

 $p_1 = 0.8 q_1 - 1.1$

(2) 特定組合以外の組合等

$$p_1 = 0.8 q_1 - 0.8$$

前 回

農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方

平成<u>24</u>年産の水稲及び陸稲並びに平成<u>25</u>年産の麦から適用する農作物共済掛金標準率は、次により算定する。

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、直近20年間の実績金額被害率(ただし、平成5年産の水稲に係る被害率については、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律(平成5年法律第95号)に基づき定められた著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額を基礎として、当該部分に該当する率を除いた率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 農作物通常標準被害率

共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと 及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち農作物通常標 準被害率 (q1)以下の部分の被害率の平均値をp1とするとき、 次式を満たすように農作物通常標準被害率を定める。

(1) 特定組合

 $p_1 = 0.8 q_1 - 1.1$

(2) 特定組合以外の組合等

$$p_1 = 0.8 q_1 - 0.8$$

- 3 農作物共済掛金標準率
- (1) 農作物共済の共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えないものにあってはその被害率を、超えるものにあっては農作物通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に対し農作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを農作物通常共済掛金標準率とする。
- (2) <u>農作物共済の</u>共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び都道府県の区域ごとに、当該都道府県の区域内にある組合等の区域ごとの各年の被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均して得た率の平均値を算定し、その平均値に対し農作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率とする。

(3)、(4) (略)

- 3 農作物共済掛金標準率
- (1)共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えないものにあってはその被害率を、超えるものにあっては農作物通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に対し農作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを農作物通常共済掛金標準率とする。
- (2) 共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び都道府県の区域ごとに当該都道府県の区域内にある組合等の区域ごとの各年の被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均して得た率の平均値を算定し、その平均値に対し農作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率とする。

(3)、(4) (略)

2. 園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方の変更点に係る新旧対照表

今 回	前 回
園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方 (案)	園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方
平成 <u>27</u> 年4月1日以降に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係に適用する基準共済掛金率は、次により算定する。	平成 <u>24</u> 年4月1日以降に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係に適用する基準共済掛金率は、次により算定する。
1、2 (略)	1、2 (略)